

鎌倉市クールシェアスポット実施要領

（目的）

第1条 この要領は、家庭などでの使用電力を減らし、夏場の節電促進や外出時の熱中症予防につなげようとする「クールシェア」を行う施設（クールシェアスポット）を増やし、この取り組みを推進することを目的として、実施要領を定めるものです。

（実施主体）

第2条 実施主体は、鎌倉市とする。

（対象施設の募集要件）

第3条 対象施設の募集にあたっては以下の条件を満たすものとする。

（1）対象施設

- ア 鎌倉市内に所在する商業施設等（以下「施設等」という）であること。
- イ 施設等の全体または一部において適切な冷房設備を有し、営業時間中に自由に出入りが可能であること。
- ウ 無料で一定期間涼むことができるスペースの提供が可能な施設であること。
- エ 対象施設等の所在や営業時間等を市ホームページ等で情報提供可能であること。

（2）実施期間

原則6月1日から9月30日まで

なお、登録のあった施設等については、原則廃止の届け出が無い限りはクールシェアスポットとしての登録を継続するものとする。

（3）実施内容

- ア 施設等がクールシェアスポットであることを掲示物等で示すこと。
- イ 前項の実施期間のうち、施設等で定める営業日及び営業時間中においてクールシェアスポットを開放し、利用可能な状態にすること。

（報告）

第4条 鎌倉市は、施設等に対し必要に応じて、実施状況の報告を求めることができる。

附則

この要領は、令和7年3月26日から施行する。